

## 「委員会で相当の理由があったとした場合」の例示

福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条 第3号 アに規定する「委員会で相当の理由があったとした場合」に該当する例示は、以下のとおりである。

なお、法令違反による法人解散の場合や、要綱第9条に規定する指導、業務改善勧告等を受けた場合、または、これに相当すると認められる場合は、対象としない。

- 1 評価機関である法人が、事業・経営方針の変更等で、第三者評価事業を系列（当該法人の役員が役員を務める）の法人へ移譲し、認証を辞退する場合
- 2 評価機関である法人が解散となり、認証を辞退したが、当該法人の役員であった者が、第三者評価事業を継続したいと考え、新たな法人を設立する場合
- 3 評価機関である法人が、法令の改正・廃止等により法人解散の登記をし（同時に辞退届を提出）、移行後の法人形態で設立の登記をして新法人で第三者評価事業を継続する場合  
公益法人制度改革に伴う無限責任中間法人の一般社団法人への移行等

### 福祉サービス第三者評価機関認証要綱 第2条 第3号 ア

第8条の規定により認証を辞退した法人（当該辞退の日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。）であった者が役員である法人を含む。）については、その辞退の日から3年間を経過していること。

ただし、当該法人の辞退について、認証・公表委員会（以下「委員会」という。）で相当の理由があったとした場合を除く。

東京都福祉サービス評価推進機構

財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団

事業部 評価支援室 担当 川田・太田

TEL 03(5206)8750

FAX 03(3235)8533

E-Mail hyoka@fukushizaidan.jp